

身体拘束等の適正化のための指針

NPO 法人シニアライフセラピー研究所

福祉コミュニティーカフェ 亀吉

パン遊房 亀吉

ヘルパーステーション 亀吉

地域福祉支援センター 亀吉

グループホーム 亀吉壱番館

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活に自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員1人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

2. 身体拘束の原則禁止

サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

3. 緊急やむを得ない場合の3要素

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援を提供する事が原則だが、以下の3つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事がある。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

4. 身体拘束等の適正化の推進の為に必要な基本方針

(1) 利用者の理解と身体拘束リスクの排除

全ての職員が利用者の身体的・精神的特徴を十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討する事により、そのリスクを除く為の対策を実施する。

(2) 資質の向上

率先して事業所内外の研修に参加する等、事業所全体の知識・技能の資質向上に取り組む。

(3) 緊急やむを得ない身体拘束の取り扱い

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、支援の見直し等により出来るだけ早期の拘束の解除に向けて取り組む。

(4) 身体拘束適正化の為の対応

利用者本人及びその家族にとってより居心地の良い環境・支援について話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応と一緒に考える。

5. 身体拘束廃止に向けたその体制

身体拘束の廃止に向けて虐待防止・身体拘束等の適正化委員会を設置する

(1) 設置の目的

- ① 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善について検討する。
- ② 身体拘束等を実施せざる負えない場合の検討及び手続について検討する。
- ③ 身体拘束等廃止に関する職員への指導を実施する。

(2) 委員会の構成員

委員長は理事長が務める。

委員は、理事長、常務理事、専務理事、当該事業所の管理者とする。

必要に応じ他の職員を参加させることができる。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

平素は身体拘束事案が検討する利用者はいないが、何らかの原因で3要件に該当する事案が発生した場合、管理者等の判断を得て身体拘束を行う事になる。しかし、可能な限り本人を落ち着かせ、身体拘束を避ける努力をする。

やむを得ず身体拘束を行った場合には、拘束内容・利用者の心身状態・目的・理由・時間・期間等具体的に記録し本人及び家族等に説明し、書面で確認を得る。

7. 身体拘束等廃止・適正化の為の職員教育・研修

支援にかかわる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- (1) 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- (2) 新任者採用時は、新任者の為の身体拘束廃止・適正化研修を実施。
- (3) その他必要な教育・研修の実施。
- (4) 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附則 この指針は、2024年4月1日より施行する。